

# 袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援 給付金申請要領

## 1. 給付金の概要

### 趣旨

新型コロナウイルス感染症に起因する燃料費の高騰が及ぼす資金繰りへの影響を緩和し、中小企業等の事業の継続を支援するため、事業用車両燃料費等支援給付金を支給します。

### 支給額

所有または使用する車両(事業用ナンバーが交付されているものに限り)について、以下の区分ごとに車両台数に給付額を乗じて得た額の合計額を支給します。

種類	給付額
事業用貨物自動車	3万円
事業用旅客自動車	10万円

## 2. 対象者について

給付金の対象者は、市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者<sup>※1</sup>(個人事業主を含みます。)であって、申請時点において事業を営んでおり、かつ引き続き市内で事業を継続する意思を有するもののうち、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有す者ではないこと。
- (2) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (3) 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

※1 中小企業者の範囲

業種	会社及び個人で下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②小売業	5,000万円以下	50人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④製造業、建設業、運輸業、その他の業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

※2 主たる事業所

法人	法人税の確定申告書別表一に記載された納税地
個人事業主(青色申告)	所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
個人事業主(白色申告)	所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

### 3. 対象車両について

給付金の支給対象となる車両は次のとおりです。

#### 事業用貨物車両

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項第1号に規定する一般貨物自動車運送事業又は同項第4号に規定する貨物軽自動車運送事業の用に供する目的で所有又は使用する車両

○対象となる車両の例

緑色又は黒色のナンバープレートが付いた貨物車両

○対象とならない車両の例

営業車、営業用バン

出前の配達等に使用する車両

## 事業用旅客車両

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する目的で所有又は使用する車両

○対象となる車両の例

緑色のナンバープレートが付いた乗車定員11人以上の観光バス

○対象とならない車両の例

自社の社員や施設の利用者の送迎のために所有するバス

乗車定員11人未満の観光用タクシー

## 4. 申請手続

---

### 申請書の提出

(1) 申請期限

令和4年11月30日(当日消印有効)

(2) 申請方法

感染症拡大防止のため、原則郵送による申請をお願いします。

【宛先】〒299-0292

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 商工観光課

(3) 申請書類の入手方法

袖ヶ浦市 HP から申請書等のデータをダウンロードできます。

また、市役所商工観光課においても、印刷した書類を配布しています。

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shoukou/nenryoushien.html>

### 支給の決定等

✓申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは給付金を支給します。

※審査の過程において、必要に応じて内容の問い合わせを行う可能性があります。

- ✓申請書類の審査の結果、交付の可否を決定したときは、後日支給決定(却下)通知書を発送します。

## 留意事項

- ✓市税の滞納がないことの確認のため、申請者の納税状況の照会を行います。
- ✓本給付金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が判明した場合の他、給付金の算定の対象となった車両を売却または譲渡した場合は、本給付金の交付決定を取り消します。  
  
※すでに支給金が支給されていた場合、申請者は給付金を返還していただきます。
- ✓給付金の証拠となる帳簿及び関係書類を整備し、それらを令和10年3月31日まで保存しなければなりません。  
  
※市は、必要に応じてそれらの閲覧又は提供を求める場合があります。

## 問い合わせ先

袖ヶ浦市役所 環境経済部 商工観光課 商工振興班

電話:0438-62-3428

## 5. 必要書類

以下の書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金支給申請書兼請求書	<input type="checkbox"/>
②	誓約書	<input type="checkbox"/>
③	振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)	<input type="checkbox"/>
④	<p><b>【法人の場合】</b>            履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書別表1の写し            ※履歴事項全部証明書は発行日から3か月以内のもの</p> <p><b>【個人事業主の場合】</b>            以下の2点が必要になります。            (1)直近の所得税の青色申告決算書(又は収支内訳書)の写し            (2)本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の写し            ※個人番号カードの場合は<b>表面(写真のある面)のみ</b>の写し</p>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p>車検証の写し            ※給付金を申請する全ての車両のものを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>経営許可証等の写し            ※申請内容に応じ、一般貨物自動車運送事業及び一般旅客自動車運送事業の許可証、並びに貨物軽自動車運送事業の届出のうち、該当するもの全てを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
⑦	<p>自動車税(または軽自動車税)納税証明書の写し            ※給付金を申請する全ての車両のものを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>

## 6. よくあるお問い合わせ

---

Q1.出前の配達に使用している車両は対象になりますか。

A1.自己の貨物の運送は事業用に該当しないため対象外となります。

Q2.3ナンバーや5ナンバーの車両でも事業用貨物車両として申請可能か

A2.3ナンバーや5ナンバーの車両であっても、一般貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業のために使用するものとして事業用のナンバープレートが交付されており、写真等で、貨物の積載スペースが確保されていることが確認できれば申請可能です。

Q3.自社の社員の送迎用のバスは対象になりますか

A3 自社の社員や運営する施設の利用者の送迎に使用する車両は、事業用車両に該当しないため対象外となります。

Q4.申請前に譲渡または売却してしまった車両については給付金の対象になりますか。

A4.申請時において所有または使用されていない車両は対象外となります。

Q5.申請後に車両を譲渡または売却した場合はどうなりますか。

A5.給付金の支給対象となった車両を令和4年12月30日までに譲渡または売却した場合は、支給の決定を取り消すとともに、既に支給した給付金がある場合には返還していただきます。

Q6.これから事業用貨物(旅客)車両を購入または譲り受ける場合も対象になりますか。

A6.登録、名義変更等の手続きを済ませ、申請期限までに必要書類を添えて申請できれば対象になります。

Q7.令和4年4月1日以降に事業用車両を購入したので、自動車税の納税証明書がありません。

A7.車検証の登録年月日または交付年月日が令和4年4月2日以降であれば、納税証明書の添付は省略できます。

①申請書(表面)記載例

記載例(法人)

様式第1号(第4条関係)

袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金支給申請書兼請求書

令和4年8月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

(申請者) 住所又は所在地 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

法人名又は屋号 株式会社ガウラ

代表者氏名 代表取締役 袖ヶ浦 太郎

担当者 袖ヶ浦 花子

連絡先 0438-\*\*-\*\*\*\*

袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請し、給付金を請求します。

記

1 申請者の情報

主たる事業所の所在地	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1														
事業者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	<input type="checkbox"/> 個人事業主	生年月日													
業種(※1から選択)	①														
法人情報 (法人の場合のみ記入)	資本金 (又は出資金等)	100万円	常時雇用する 従業員数	5人											

※1 業種は①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く。)、②卸売業、③サービス業、④小売業から選択してください。

2 申請(請求)金額 90,000円

3 申請(請求)に係る内訳

車両区分	給付金額
一般貨物自動車運送事業又は 貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	3台×30,000円 計 90,000円
一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両	__台×100,000円 計 _____円

(裏面に続きます。)

②申請書(裏面)記載例

4 振込先口座情報 (申請者名義のもの)

金融機関名	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 支所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座								
口座名義人	か かり 〃 シ キ かり イ シ ヤ かり ウ ラ (お欄は、姓と名の間スペース、濁点「〃」は1文字で記入) 名義 株式会社ガウラ										
支店コード	1	2	3	口座番号 (右詰めで記入)	1	2	3	4	5	6	7

※2 上記の全ての情報が記載された通帳等の写し(必要であれば通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)を添付してください。

### ③誓約書記載例

記載例（法人）

## 誓 約 書

私は、袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、給付金の交付を受けられないことになっても異議はありません。

### 記

- ・袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金の対象要件に全て該当しています。また申請内容に虚偽はありません。
- ・現在事業を営んでおり、引き続き袖ヶ浦市において事業を継続します。
- ・袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金に複数の申請を行いません。
- ・給付金の対象として申請した車両は、申請日において所有または使用するものであり、申請日以降に当該車両を譲渡または、使用しないこととなった場合には、その旨を市に報告するとともに、給付金の申請を取下げ、また既に給付金の支給を受けている場合は返還することに応じます。
- ・市税の滞納はありません。また、市税の納税状況について、納税証明書の提出に代えて、市長が納税状況の確認をすることに同意します。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は袖ヶ浦市事業用車両燃料費等支援給付金の申請を取り下げ、給付金の支給後に発覚した場合は交付額を返還することに応じます。

以上

令和4年8月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

所在地	袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
名称	株式会社 ガウラ
代表者名	代表取締役 袖ヶ浦 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

※所在地、名称及び代表者名については法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。